

入国手続

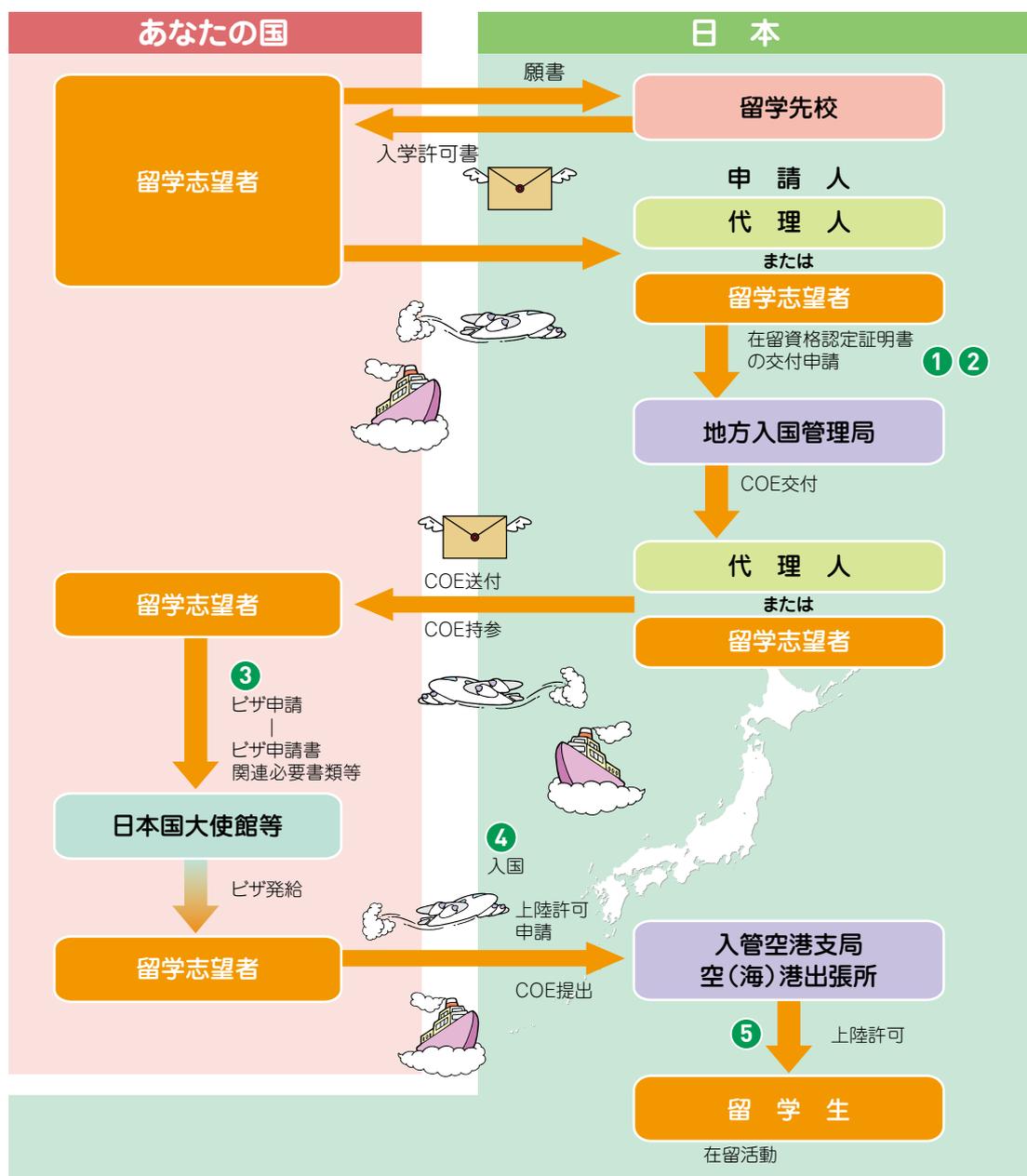
法務省入国管理局 <http://www.immi-moj.go.jp/>

査証（ビザ） と在留資格

日本に入国するためには、あらかじめ、「査証（ビザ）」の発給を受けていなければなりません。査証には種類があり、外国人が来日する目的や、身分または地位によって、在留資格が決められています。日本の大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、日本語教育機関等で学ぶための在留資格は「留学」です。留学の在留期間は、4年3ヵ月、4年、3年3ヵ月、3年、2年3ヵ月、2年、1年3ヵ月、1年、6ヵ月または3ヵ月です。査証（ビザ）申請には、「在留資格認定証明書（COE）」を提示する方法と、提示しない方法の二つがあります。「在留資格認定証明書（COE）」を提示する方法のほうが、手続きの時間が短いです。

! 留学生対象の奨学金や宿舎は、申し込みの際、在留資格が「留学」であることが条件になっているものが多いです。

【在留資格認定証明書（COE）の交付による入国手続きの方法】



1 在留資格認定証明書 (COE) の交付申請

「在留資格認定証明書 (COE)」は、留学志望者本人 (申請人) または代理人 (申請者の親族や受入れ教育機関の職員等) が、日本国内の地方入国管理局に申請します。

留学志望者本人による交付申請も可能ですが、受入れ教育機関が代理で申請する場合があります。必要書類は、入学する学校に問い合わせてください。

2 日本に滞在するための経費支弁能力を証する書類

在留資格認定証明書、査証等の申請の際、あなたの日本留学中に発生する経費が十分に準備されていることが証明できる証拠を提出するよう、求められることがあります。

通常、経費支弁者の預金残高証明書、過去数年間の収入証明書、課税証明書等が必要です。留学を希望する外国人が自分で経費を支払うことができない場合には、通常、保護者等が経費支弁者となります。

3 査証 (ビザ) 申請の必要書類

「在留資格認定証明書 (COE)」が交付されたら、母国の在外日本国公館で査証を申請します。

- 【必要書類】**
- ① 旅券 (パスポート)
 - ② 査証申請書
 - ③ 写真
 - ④ 在留資格認定証明書 (COE)
 - ⑤ その他の書類を提出するよう求められる場合があります。

4 日本への入国

入国時には次の書類が必要です。

- 【必要書類】**
- ① 旅券 (パスポート)
 - ② 在外日本国公館からの査証 (ビザ)
 - ③ 在留資格認定証明書 (COE) (交付を受けた場合)

5 在留カード

在留期間が3ヵ月を超える外国人には、「在留カード (RESIDENCE CARD)」が交付されます。在留カードは常に携帯しなければなりません。

【在留カードの交付】

新千歳・成田・羽田・中部・関西・広島・福岡空港から入国する場合：

入国審査時に、旅券に「上陸許可」の証印シールが貼付され、在留カードが交付されます。日本での住居地が決まったら、14日以内に、在留カードを持参のうえ、住居地の市区町村の役所の窓口へ住民登録に行きます。

上記の空港以外から入国した場合：

入国審査時に、旅券に「上陸許可」の証印シールが貼付され、また、「在留カード後日交付」の印が押されます。日本での住居地が決まったら、14日以内に「在留カード後日交付」の印が押された旅券を持参のうえ、住居地の市区町村の役所の窓口へ行きます。在留カードは住居地の市区町村の役所の窓口に住民登録の届出をした後に、届け出た住居地に郵送されます。



在留カード

6 マイナンバー (Social Security and Tax Number)

住居地の市区町村の役所の窓口で住民登録をすると、外国人であっても、マイナンバー（個人番号）を通知するカードが送付されます。マイナンバーは、1人に1つだけの番号で、役所などで手続きをする際に必要です。12桁の番号ですが、在留カードに記載されている12桁の番号とは異なります。

マイナンバーは、次のような場合に提出を求められることがありますので、個人番号が書いてある「通知カード」や「個人カード」は大切に保管してください。

- 役所で手続きするとき
- アルバイトをするとき



通知カード

7 受験のための渡日手続

受験のために日本に来る場合は、渡日前に、受験する学校の受験票をもって在外日本国公館で「短期滞在」査証を取得しておく必要があります。滞在できる期間は15日、30日または90日です。ただし、査証免除対象国の方は査証申請の必要はありません。

8 資格外活動許可

在留資格「留学」は、日本の学校で教育を受けるためのものであり、働くことは認められません。ただし、地方入国管理局等で、手続きを行い、「資格外活動許可」を受けることによって、アルバイトをすることができます。「留学」の在留資格で在留期間が3ヵ月を超える人は、新規に入国する場合、上陸許可時に空港等において「資格外活動許可」の申請をすることができます (P.34 アルバイト参照)。来日後に「資格外活動許可」の申請をする場合、地方入国管理局等で申請します。ただし、入学する学校によっては勉学に集中させるためアルバイトを許可しない場合があるので、希望する学校に確認してください。

9 一時帰国手続

留学生が、一時帰国したり他国へ行く場合は、出国前に地方入国管理局等（主要な空港にもあります）で再入国許可を受けておく必要があります。

再入国許可を受けないと在外日本国公館で、再度、査証を取得する必要がありますので、気をつけましょう。ただし、有効な旅券（パスポート）及び在留カードを所持する中長期在留者の方は出国時に再び入国する意図を表明（再入国出国用 ED カードの所定の欄にチェックするなど）して出国から1年以内（1年以内に在留期限が来る者は在留期限まで）に再入国する場合に限り、原則として出国する前に再入国の許可を受ける必要はありません。



出国する際に、必ず在留カードを提示するとともに、再入国出国用 ED カードの所定の欄にチェックしてください。



再入国出国用 ED カード

10 在留期間の更新

入国の時に決められた在留期間の満了日を超えて引き続き滞在する場合には、地方入国管理局等で在留期間更新の許可申請をしなければなりません（通常、期間満了の3ヵ月前頃から受付）。在留期間の満了日を超えて不法に滞在すると、処罰されたり強制退去になります。



更新を忘れて不法滞在になると、退学になったり、奨学金がもらえなくなることがあります。

11 在留資格の変更

今行っている活動（留学）をやめて、他の在留資格にあたる活動（就職等）を行おうとする時は、地方入国管理局等で在留資格の変更許可を受けなければなりません。

! 許可を受けずに収入を伴う事業をしたり、報酬を受ける活動を行うと、処罰されたり強制退去になります。

12 在留資格の取消し

申請者が行おうとする活動や経歴を偽ったり、偽造書類を提出した場合等は、在留資格が取り消されます。

! 在留資格「留学」であるにもかかわらず、学校に行かず働いているなど、今持っている在留資格の活動を3か月以上行っていない場合にも、正当な理由がある場合を除いて、在留資格は取消しの対象となります。

13 家族の呼び寄せ

あなたが「留学」の在留資格で、大学等に通っている場合、留学生の扶養を受ける配偶者または子どもは、その在留期間に応じ「家族滞在」の在留資格で、日本に滞在することができます。

留学生本人が日本の生活に慣れ、経済的な面を含めて準備ができてから家族を呼び寄せることをおすすめします。

! 扶養家族が「短期滞在（Temporary visitor）」（通称「観光ビザ」）で入国した場合、日本国内で「家族滞在（Dependent）」の在留資格に変更することは難しいので十分に注意してください。

14 入国管理局・市区町村役場への届出

氏名、生年月日、性別、国籍・地域に変更があった場合や、ほかの学校へ転校する等所属する機関に変更があった場合には、変更があった日から14日以内に地方入国管理局等に届け出る必要があります。また、住居地に変更が生じた場合は、市区町村役場に転出・転入等の届出が必要です。

